

中之条町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

中之条町通学路安全推進会議

1. はじめに

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーを基本とする「通学路安全推進会議」を設置しました。また、必要があるときはその他の者を加えることができることとします。

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| ・群馬県中之条土木事務所 | ・中之条町総務課 | ・中之条町立小学校 |
| ・吾妻警察署 | ・中之条町建設課 | ・中之条町立中学校 |
| ・中之条町議会 | ・中之条町教育委員会 | |

3. プログラム策定と目的

通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「中之条町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムは、「通学路安全推進会議」で議論し策定しました。今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

(1) 基本的な考え方

①通学路の合同点検は、「通学路安全推進会議」のメンバーを基に実施します。

②通学路の安全を確保するため、継続的に合同点検を実施し、対策について検討するとともに、実施した対策について効果等の把握を行い、更に対策の改善・充実を図ります。

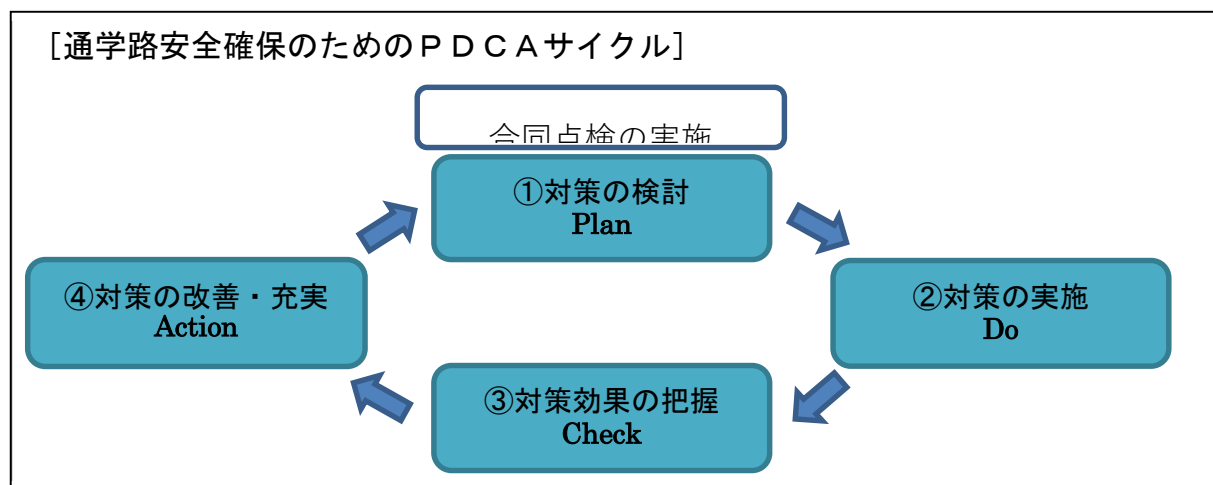
(2) 合同点検の実施時期等

・管内小中学校について、毎年危険箇所の抽出を行い、夏季休業中を目途に合同点検を実施します。

なお、緊急時等においては緊急合同点検が実施できるよう関係機関と連携を図り、体制の構築に努めます。

(3) 合同点検の体制

- ・合同点検は、以下に示す通学路安全確保のためのPDCAサイクルに基づいて実施することとし、より安全性の高い通学路の確保に努めます。



①対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

②対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、箇所ごとに、グリーンベルトや横断歩道設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な対策を実施します。

③対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか等を確認し、対策効果の把握を実施します。

④対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. その他

(1) 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

2015. 3 初版

2022. 7 一部改訂